

区域外避難者（いわゆる自主的避難者）に対する 高速道路無料措置継続を求める会長声明

第1 声明の趣旨

平成24年3月31日、被災地支援・観光振興及び避難者支援を目的とする東北地方の高速道路無料措置が終了し、4月1日からは、福島第一・第二原発事故の警戒区域等居住者（以下「区域内避難者」という。）が、福島県内の15インターチェンジを入口または出口として利用する場合にのみ、無料措置が継続されることとなった。

しかしながら、以下の問題点があるので、当会は国に対して、高速道路無料措置の対象者を区域内避難者に限定せずより広く福島第一・第二原発事故の影響で事故前の居住地から避難した者を対象とすると共に、より多くのインターチェンジを対象とするよう求めるものである。

第2 問題点

当会災害対策委員会が、本年1月から2月にかけて群馬県内への避難者を対象に実施した生活費増加分に関するアンケートの結果によると、アンケートに回答した131世帯のうち、警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）からの避難が合計77世帯、同区域外からの避難（いわゆる自主的避難者。以下「区域外避難者」という。）が46世帯であり（その他8世帯）、回答世帯数のうち35%が区域外避難者となっている。全国的に見ても、避難者の相当部分が区域外避難者であると考えられる。

また、同アンケートによると、131世帯中、家族間で行き来をしたことがある世帯は88世帯（67%）であり、さらに親戚や知人等との行き来を含めると、その大多数が何らかの移動を行っているものと推測できる。移動の頻度は、ばらつきがあるものの、1か月あたり2.15回であり、移動手段は自動車88%、自動車と電車の両方8%であるから、自動車を利用する移動が実に96%にのぼっている。

そして、同アンケートが東北地方の高速道路無料措置が実施されていた時期に行われたものであるにもかかわらず、移動のための交通費は1世帯平均月額4万6541円との回答であった。今後これに無料措置終了後の高速料金が加算されると、例えば前橋インターチェンジから福島飯坂インターチェンジまでの場合、往復1万1700円（片道5850円）、平均移動回数2.15回を乗じると2万5155円が加算され、交通費だけで月額7万1696円がかかることになる。

福島県の近隣県である群馬県内への避難者でさえ、このような多額の出費を強いられることになるのであるから、中部地方や関西地方はじめ全国各地に避難している避難者が強いられる負担はまさに甚大となることは想像に難くない。

警戒区域内外を問わず、避難者の相当数は交通費・通信費等の増加のため、現在、生活費の徹底した節約を強いられている。その上で、さらに負担が増えることになると、避難者が経済的に困窮することは明らかである。

また、避難者が交通費の支払いが困難であるとして家族間・友人知人間の交流を控えることも予想されるが、その場合には、家族間やコミュニティの絆が破壊される危険がある。

そもそも、放射能汚染の危険から逃れるために、やむを得ず避難していることによる負担は警戒区域内外の避難者で異なるところはない。それにもかかわらず、警戒区域内からの避難者と警戒区域外避難者で異なる取扱いをする合理的根拠はない。

したがって、当会は、4月1日以降においても、福島第一・第二原発事故の影響で事故前の居住地から避難した者に対しては、より広く高速道路の無料措置を継続するよう求めるものである。

以上

平成24年4月18日

群馬弁護士会会長 石原栄一